

専任教員採用人事における女性教員採用にかかるポリシー

京都市立芸術大学美術学部・美術研究科では、「第2期中期計画期間における京都市立芸術大学の人事・組織に係る基本方針」(下記※参照)をうけ、今後の専任教員採用人事に際し、採用人事後の当該専攻(この専攻には、共通教育を含む、以下同様)において、専任教員に占める女性教員の割合が40%以上を目指すべく、以下の1～3の方向性に沿って専任教員の選考を行うこととする。

なお、ここでの専任教員には、特任教員を含まないこととする。

大学の次期中期計画において女性教員採用にかかる目標等が見直された場合は、それにあわせて本申し合わせも再検討する。

- 1) 当該専攻の人事前の段階で専任教員の女性比率が40%に満たない場合、女性限定公募とし、人事前の段階では40%以上であるものの男性が採用された場合に女性比率が40%に満たなくなる場合、女性優先公募とする。なお、女性優先公募とする際の公募条件等については、人事組織委員会でその都度検討し教授会に諮る。
- 2) 女性限定公募あるいは女性優先公募とする場合、採用人事の公募要領および「調査の指針」に美術学部・美術研究科の意向として明示する。
- 3) 上記の基準に依ることができない特段の状況が出来した場合および特任教員採用人事の場合は、美術学部教授会から人事組織委員会に審議を付託する。

※第2期中期計画期間〔2018年4月～2024年3月〕における京都市立芸術大学の人事・組織に係る基本方針(2018年6月12日理事会決定)

4. 教職員における多様性の確保が必要であり、特に当面の間、女性教員の採用・登用を積極的に進め、単位ごとにその比率を40%以上にすることを目指す